

令和7年度 多摩市立大松台小学校

「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための校内組織」

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止推進委員会」）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

よって、すべての教職員が、「いじめはどの児童にも、どの学校においてもおこりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

【いじめ防止対策推進法】第三条（基本理念）より

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法 第二条より

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆心理的な影響を与える行為 例：悪口、無視などの仲間外れ行為

◆物理的な影響を与える行為 例：金品や物を取り上げる、暴力をふるう、衣服を脱がす等

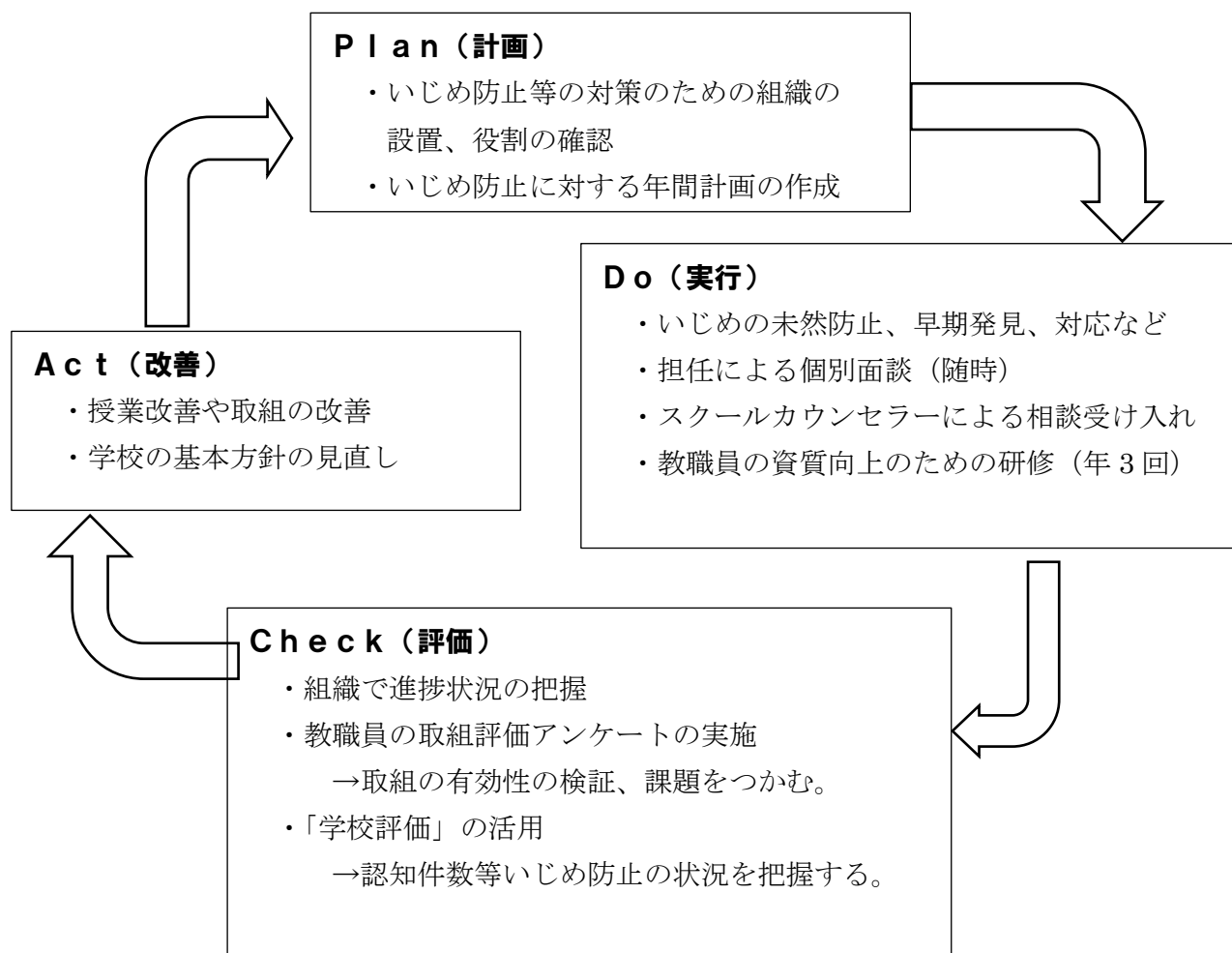
〈児童の集団の中で いじめかどうかを見極めるポイント〉

被害児童が「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、けんかやふざけ合いにも目を配り、個別に判断する。学校では、被害児童とともに加害児童の指導も行うことから、下のようなポイントを参考にし、その行為の重大性を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

- ★「反復性」：相手が嫌がることを反復して行っている
- ★「同一集団内」：その行為が、いつも、特定の同一集団内で起こっている
- ★「立場が対等ではない」：行為者に明らかな優位性がある
- ★「故意である」：嫌がっていることを分かった上で行っている
- ★「傍観者がいる」：1対1ではなく、周りに傍観者がいる

これらを受けて、いじめ防止推進委員会を設置し、次のようなP D C Aサイクルを設定する。

いじめ防止推進委員会（いじめ防止のための組織）



Ⅱ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

(参考文献：文部科学省 国立教育政策研究所発行「いじめのない学校づくり」)

方針 1 いじめの未然防止

【基本的な考え】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことがいじめの未然防止につながる。

	方 針	具 体 的 な 取 組
1	わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。	教員が授業の公開を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付け、授業改善に取り組む。
2	授業規律や基本的な学校生活の定着を図る。	①チャイムが鳴ったら着席するなどの基本的な授業の規律を習慣付けさせ、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などを行う。 ②「多摩市かがやきブック」を活用し、小1問題に取り組み、社会性を身に付けさせる。
3	いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、教師・児童共に生命尊重の精神と人権感覚を磨く。	①生命尊重の精神と人権感覚を育むために、あらゆる授業や行事において、また学級活動の中で、日々意識して取り組み、積み重ねていく。 ②「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修を4月に行い、教職員の人権意識を高め、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないかを点検する。 【研修1…未然防止】 ③望ましい学級集団づくりの研修をOJTの中に位置付け、教員の資質を向上させる。 ④児童に自己有用感をもたせる活動を意識的に設定する。
4	道徳教育の充実や教育活動全体を通じて、望ましい人間関係の育成や「SOSの出し方に関する教育」に係る指導を計画的に行う。	道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導、自殺防止に向けた指導を行う。 第6学年の学級活動。(6月)(教材DVD) 朝会で6月、長期休業前に全校児童に指導。
5	児童が人・社会・自然と向き合うこととともに生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。	①異学年交流活動を年間を通して計画的に実施し、他学年児童を思いやる心の育成を図る。 ・たてわり班集・・・月1回

		・ 6 年児童が 1 年生の朝の支度、掃除をサポート・・・ 4 月～ 5 月 ②第 1・2 学年は計画的に交流活動を行い、下級生を思いやる気持ちを育むとともに、友人関係や集団づくり、社会性の育成に努める。 ③小中連携事業を計画的に行うことで、進学希望をもたせる。(年間 3 回) ④保育園、幼稚園からの学校見学を受け入れ、進学や進級への希望をもたせる。 ⑤授業や移動教室などで、自然にふれあいながら、集団行動を学び、豊かな情操を養う。
6	児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組をする。	①年間 3 回のふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材 (DVD) 「STOP! いじめあなたは大丈夫?」を活用した授業を行ったり、道徳の授業で「思いやり」「友情」等をテーマにした授業を実施したりして、児童が主体的にいじめの問題に取り組めるようにする。 ② いじめをなくすための標語づくりを児童委員会を主体に実施し、校内に掲示して意識付けを図る。(ふれあい月間期間中)
7	ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。	①セーフティ教室を実施し、ネット上の情報モラルの指導を徹底する。 ②第 4～6 学年においては、各学級でも携帯電話の扱い方や SNS、インターネットのネチケツトについて学級指導をし、ネット上のいじめ防止について啓発を図る。

方針 2 いじめの早期発見

【基本的な考え】

- (1) 児童のささいな変化を見逃さないこと。
- (2) 気づいた情報を確実に共有すること。
- (3) 情報に基づき、速やかに対応すること。

	方 針	具 体 的 な 取 組
1	教職員は、児童のささいな変化を見逃さない認知能力を向上させる。	①いじめ総合対策 (第 2 次) を活用して 6 月に職員研修を行う。【研修 2 …重大事態への対応・早期発見】

		②一人一人を呼名して出席を確認しながら、児童の表情等を確認する。 ③服装や持ち物、身体の様子、掲示物、机の落書き等を随時点検する。 ④職員の看護当番が、毎日、朝と休み時間の巡回を行い、児童の様子を見守る。 ⑤ふれあい月間中に、児童への「いじめアンケート」を実施し、実態を把握する。また、その結果をもとにした児童との個人面談を実施し、いじめの早期発見に努める。
2	気づいた情報を共有し、保護者や地域、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。	①「いじめアンケート」の結果をもとにしたいじめ防止推進委員会を開く。また、職員会議等でその情報交換と連携した対応に努める。 ②「学校だより」やホームページ、学校運営連絡協議会、青少協などで、児童の実態を伝え、情報収集などを呼びかける。 ③スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
3	組織的に情報共有をする。	①問題となる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモして、速やかに管理職、生活指導主任に連絡をし、夕会等で全職員が共有できるようにする。 ②養護教諭と職員の連絡を密にし、保健室対応で気になったこと等を共有する。 ③専科教諭との連絡を密にし、授業中の児童のささいな変化を共有し、対応を共に考える。
4	教育相談を充実させる。	①児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をし、いじめを訴えやすくする体制を整える。 ②月1回、いじめ防止推進委員会を開き、児童の様子を把握し、担任が気になることがあれば相談にのり、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。必要に応じ、速やかにいじめ防止対策委員会を開催する。

方針3 いじめへの早期対応及び重大事態への対処

【基本的な考え】

- ・いじめを疑った場合、いじめとして対応すべき事案かどうかをいじめ防止推進委員会で協議し、学年及び学校全体で組織的に対応する。

- ・被害児童を守ることを最優先とし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- ・日頃から保護者との信頼関係を築き、誠意をもって対応にあたる。
- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合は、教育委員会他関係諸機関の指示にしたがって、解決に向けた対応を図る。

	方 針	具 体 的 な 取 組
1	いじめの発見・通報、疑いがある場合の組織的に対応する力を向上させる。	①いじめ総合対策（第2次）を活用して11月に職員研修を行う。【研修3…早期対応】 ②把握したいじめについて、月1回（もしくは即時）のいじめ防止推進委員会の会議で下記の点について協議する。 ・いじめの事実の確認 ・児童への対応と指導方針、支援方法 ・保護者、関係機関との連絡等
2	被害児童を守ることを最優先にした指導を行う。	①5W1Hをきめ細かく聞き取り、実態を把握する。 ②スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口を用意し、複数教員による見守りや保護者への協力を仰ぎ、児童の安全確保に努める。 ③被害・加害両方の保護者に情報を提供し、解消・解決に向けて協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を伝える。 ④加害児童に対して、毅然とした態度で指導を行う。また、実態把握を正確に終えた後、学校において和解の場を設ける。
3	日頃からいじめの対応策について、体制を整える。	①日頃から保護者との信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えておく。 ②教職員は、スクールカウンセラーと対応策についての相談を日頃から行い、連携を図る。 ③いじめの調査結果や対応について、教育委員会に報告し、対応について関係機関との連絡を取り合い、情報を共有する。 場合によっては、警察との連携を考慮しておく。 ④保護者にパトロールの協力を得ながら、児童の見守りを行う。
4	重大事態と判断された場合は、教育委員会他関係諸機関の指示にしたがって、解決に向けた対応を図る。	①いじめと認定されたら、発生から時系列にしたがって、記録を整理しておく。

		②いじめ防止推進委員会で課題点や解決方法などを協議し、その内容を教育委員会の求めに応じて報告する。 ③事態によっては諸機関や専門家と連携して対応できるように連絡先を把握しておく。
--	--	--

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止推進委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、本委員会を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。

【活動内容】

- ・月1回、推進委員会を開き、いじめ防止対策の進捗状況の確認をする。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの情報収集にあたる。
- ・関係機関との連携を図る。

【いじめ防止推進委員会 構成メンバー】

校長		副校長	
いじめ防止推進委員長 (生活指導主任)		スクールカウンセラー	
いじめ防止推進委員 生活指導部と兼任	1年	養護教諭	
	2年	教育相談担当	
	3年		
	4年	特別支援コーディネーター主任	
	5年		
	6年		

(保護者代表、民生児童委員、学校運営連絡協議員)

【組織図】

